

◆自治体における反ザイトク運動の実例◆ 門真市の2013年9月議会：
9/24 文教常任委員会での戸田の所管事項質問と答弁

(戸田と市教委双方の原稿メモで紹介)

★「ザイトクには施設を使わせない」ための職員研修を、戸田作成DVD使って実施！など

第1項目：差別罵声暴力勢力（ヘイトスピーチ勢力）を横行させないための施設管理者への研修について

Q1：まず、このザイトクあるいはヘイトスピーチ勢力に関して、これまで門真市議会でのどのように答弁されてきたか、教委は当然全てを十分に知っていなければならないわけですが、常任委員会も本会議も含めて、列挙してもらいたい。

A1：少し長くなりますが、お時間を頂戴し、答弁内容を読ませていただきます。

平成23年9月の本会議において、

「特定団体が在日韓国・朝鮮・中国人のほか外国籍住民の方々に対して行っている行為につきましては、本市条例の理念からしても、差別を助長し、人権を侵害しかねない行為であると危惧するものであり、人種、民族、門地など人が生まれながらにして持ち、みずから選択する余地のない点や国籍などの属性をとらまえての差別行為は、許されるものではないと考えるものでございます。」

さらに憂慮すべきは、これらの行為が成長過程にある青少年にも多大なる影響を与えるということであり、市としましては、引き続き市民への教育、啓発の取り組みを積極的に進めることにより、人権に関する教育や啓発を強化するとともに、交流の場を通し、多様な文化、習慣を持つ外国人と日本人との相互理解を促進していく必要があると改めて強く認識するものでございます。

今後、市内で差別落書きはもちろんのこと、差別を扇動と思われる行為があった場合の対応でございますが、当該事象の事実収集や詳細な調査を行った上で、その事実が社会に重大な影響を及ぼす悪質かつ陰湿な行為である場合は、**市民の人権を守る立場の市として、必要に応じて明確な見解を公に示すなど毅然とした対応を行うとともに、さらに一層人権に関する市民啓発事業の充実に努めていきたいと考えております。」**

という答弁をしております。

平成24年6月の建設文教常任委員会において、

「特定団体の外国籍住民の方々に対する行為につきましては、差別を助長し、人権を侵害しかねない行為であり、許されるものではないと認識しております。」

教育委員会といたしましては、これまで人権教育等を通して、それぞれの民族や文化を尊重し、お互いを支え合う共生社会の実現に向け指導してまいりました。

各学校におきましては、これまでも人権尊重の視点に立って、在日外国人に対する偏見や差別をなくし、国際友好・親善・協調の態度を育成するよう指導してまいりました。」

と答弁し、

平成24年12月の建設文教常任委員会において、

「施設の使用に関しては、集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるときは使用を制限、使用許可の取り消し、使用の停止等を行うこととし、また、教育委員会所管の指定管理者の職員に対しても、議会質問・答弁等さまざまな資料を含め、情報提供する機会を設けることについて考えていくとともに、警察による行政対処暴力対応研修へ参加させたいと考えております。」

と答弁しております。

Q2：今の答弁で確認されたように、暴対法対応で各種条例の改訂が審議され2012年12月議会での答弁で、教

委は民間団体も含んで各種施設の管理者や職員に対して、議会答弁通りの対応がちゃんと出来るようにするために、ザイトクが存在とそれへの対応方針についてしっかり研修を行うと答弁したのだが、実際にはどのような研修を、いつ、どのように実施してきたか？

- ・議会答弁の内容を資料配布したか？
- ・私がザイトク問題について職員研修に使えるように中立的客観的な映像解説のDVDを自費作成して、教委や市長部局に提供しているが、こういう映像資料は使ったか？
- ・誰が講師を務めたか？

A 2 : 平成25年4月に、所管の直営施設及び指定管理者に対して、施設使用許可の制限について通知を行い、その中で人権侵害を行っていると思われる団体の動画のURLを紹介しております。

併せて議会答弁の内容についても配布し、施設職員への周知に努めるよう求めました。

また、研修につきましては、今年の2月15日に開催されました、門真市行政対象暴力対策連絡協議会研修会に直営施設及び指定管理施設の担当者が参加しております。

また、今月6日には、地域教育文化課及びスポーツ振興課で所管する生涯学習施設の担当者を集め、生涯学習施設連絡会を開催し、議員提供のDVDを使用させていただき、これを視聴することにより周知をはかりました。講師等は特に配置しておりません。

Q 2-2 : 研修の進行や文書資料は使ったのかなどについて、もう少し詳しく述べて下さい。

A 2-2 : 生涯学習施設連絡会の司会進行は、地域教育文化課の西山課長補佐が行いました。また、文書での資料提供は行っておりません。

Q 3 : 研修をやった時の受講者の反応や意見はどのようなものであったか？

ザイトク集団の存在を知らなかった人が多かったのではないか？

映像を見た感想としてはどのようなものがあったか？

A 3 : ヘイトスピーチを耳で聞いたことはあったが、実際見たのは初めての人が多く、在特会の存在を知らない人もおり、恐怖を覚えるといった意見がございました。

Q 4 : 毎年定例的に行って行くべきと思うが、どうか？

今後の内容充実についてはどう考えるか？

また、市民部に置かれている人権政策課を住民の安全と尊厳を守る市の人権施策の中心部署と位置づけて、人権政策課との連携を深めていくべきと思うが、どうか？

A 4 : 施設使用につきましては、研修等を通じまして、条例等に掲げる各施設の設置目的、使用制限等を確認するよう徹底してまいりたいと存じます。

この問題に限らず、生涯学習施設間の連携、協力も視野に入れ、今後も毎年研修会を開催していきたいと考えております。

人権政策課とも連携するなど研究を進めてまいります。

~~~~~

## **第2項目：ヘイトスピーチ行動の青少年への拡大とそれへの対策について**

Q 1 : 近年、いわゆるヘイトスピーチ勢力の浸透が中学生も含めた青少年に拡大し、門真市の青少年もその例外ではないと考えないといけない状況になっているが、この問題に関して、**私が文教常任委員会で取り上げたり紹介したりした、「在日朝鮮人殺せ」と自分のブログに書いていた吹田市中学生の例、鶴橋駅前でのヘイトスピーチ行動で「朝鮮人に対する鶴橋大虐殺が必要だ」とで叫んだ女子中学生の例、門真市末広町に在住の大学生でザイトク集団に加わっている事例等々、認識しているか？**

A 1 : 吹田市中学生の例や鶴橋の女子中学生の街頭行動につきましては、聞き及んでおりますが、議員ご指摘の門真市の大学生の事例につきましては、現在認識しておりません。

**Q 2 : 門真市の小中学生がヘイトスピーチ行動に参加している事が判明した場合、真剣な人権指導をしないと出来ないはずだが、どのように行うのか？**

「そういう事が起こらないようにする」という心構え論では全く不十分であり、「起こった場合どうするか」を具体的に考えておくべきだが、どうか？

A 2 : 本市では、これまでも人権尊重の視点に立ち、多文化共生の観点から、積極的に相互理解を図る国際理解教育を行ってまいりました。もとよりヘイトスピーチのような排外的な行動が、これまで行ってきた教育と相いれるものではなく、**もし仮に、参加している生徒が判明した場合、粘り強く人権指導を行ってまいります。**

-----  
Q 3 : 学校現場や家庭への連絡等で、ヘイトスピーチ問題の存在やその危険性をどのように伝えているか？  
人権教育としてどのように指導していくか？

ザイトク＝ヘイトスピーチ勢力の存在と門真市の青少年にも影響力を及ぼしている可能性について、まずは教員にしっかりと伝達し、その上で子ども達に伝え、さらには保護者や一般市民にも伝えていかないとはいえないと思うが、教委の所管の範囲としては、どのように考えているか？

A 3 : 教育委員会としましては、あらゆる差別や人権侵害は決して許されないものであるという認識のもとで、すべての教育活動において人権尊重の視点に立った取組を進めておりますが、現在、小中学校において、ヘイトスピーチ問題を課題とした教育や家庭への啓発については行っておりません。

**今後は、教職員に啓発していくように検討して参ります。また、人権政策課とも連携するなどして、ヘイトスピーチ問題についても研究を進めてまいります。**

~~~~~  
(注) 鶴橋駅前「朝鮮人に対する鶴橋大虐殺が必要だ！」とで叫んだザイトクの娘の女子中学生は、どこの中学の誰であるかは、すぐに分かるはずだ。しかし、この差別虐殺扇動娘もその親も、学校や行政から何の注意も指導もされず、放置されたまま、非行生活を「エンジョイ」している！

門真市では、決してこんな事は許さない！青少年がザイトク行為をした事が判明したら、差別人権侵害の心根と行動が改まって更正するまで、しっかり教育指導がなされるのだ！

第 3 項目 : 「はだしのゲン」 排撃騒動について

(前振り) 今年 8 月に、島根県松江市で教育委員会が「はだしのゲン」という国民的人気を持つ漫画を、学校図書館で閲覧制限の措置を取らせていた事が発覚した。

この措置は広汎な国民から全国的な批判を受け、1 ヶ月ほどで撤回されたが、こういう図書制限が発生するほどに政治行政の右傾化・全体主義化が進んでいる事の警鐘として捉えるべき事態である。

Q 1 : 門真市では島根県松江市のようなああいふ閲覧制限措置を取る事など起こらない、と考えるか？

A 1 : 教育委員会といたしましては「はだしのゲン」の閲覧制限を行うことは考えておりません。

Q 2 : これは実際には在特会などが 3 ~ 4 年前頃から全国的に各地の教育委員会や行政にクレームを付けていた行動の「成果」であり、実際に京都朝鮮学校襲撃事件、徳島県教組事務所襲撃、ロート製薬脅迫事件などで懲役刑確定したザイトクの凶悪犯罪者＝西村斉（門真市役所にもイチャモン質問を送ってきた事があり、神戸市役所には何度も押し掛けている）が、クレーム行動に参加している。

こういう背景事実を教委は認識しているか？

また、これら極少数の右翼クレマーの攻撃によって教育行政が左右された松江市の例をどのように捉えているか？

A 2 : 特定の思想的背景を持った人物が繰り返し要望行動を行ったことが発端となった、と聞きおよんでおります。

「はだしのゲン」を巡る松江市教育委員会の状況について十分には把握できておりませんが、一般的に申し上げて一部特定団体の要望によって教育行政が左右されることは好ましくないものと認識しております。

Q 3 : 市内の学校全体に係わる執拗なクレームがあった場合は、議員にもその実状を報告するべきではないか？
議員に知らせずに教委だけで対応しようとすると、強力で組織的な右翼クレーマーに正しく対応できずに屈服してしまったり、相手に有利な口実を与えてしまったりする危険性が高くなると思うが、どうか？

A 3 : クレームの内容にもよりますが、必要に応じて報告させていただきます。

Q 4 : 戦前に思想善導機関として機能した図書館の歴史を反省し、戦後に制定された「図書館の自由に関する宣言」というものがある。

その前文には

3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれていた条件等によっていかなる差別もあってはならない。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

などの文言が記載され、

<第2 図書館は資料提供の自由を有する>も項目には、

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

とか、

<第4 図書館はすべての検閲に反対する>の項目には、

検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。

との文言もある。

これらも踏まえて、「図書館の自由に関する宣言」の内容や規制力について、説明されたい。

A 4 : 「図書館は国民の知る自由を保障することを最も基本的な任務とし、図書館利用の公平な権利を年齢等の条件によって差別してはならない」、また、「ある種の資料を特別扱いしたり、書架から撤去したりはしないこと」を明記した「図書館の自由に関する宣言」が、日本図書館協会により採択されています。

Q 5 : 松江市の例は、この「図書館の自由に関する宣言」について教育委員も教委も、図書館職員も無知で遵守する姿勢に欠けていたから起こったとも言えるが、どう考えるか？

門真市の図書館の場合は大丈夫だと言えるか？

A 5 : 本市図書館におきましても、「図書館の自由に関する宣言」を規範として捉え、図書館活動の実践の場においては、指針として掲げているものです。

したがって人権またはプライバシーの侵害等特段の理由がない限り、「はだしのゲン」利用制限のような処置を講ずることは考えておりません。

Q 6 : 島根県で閲覧制限が撤回されたが、今度は「新しい教科書を作る会」を主軸に、右翼勢力が陣容を立て直して、在特会的なクレーマー攻撃のレベルよりはるかに大きなレベルで新たに『はだしのゲン』排撃運動を起こしてきている事を知っているか？

門真市にこういう勢力から要求があった場合、どう対応する考えか？

(※右翼扇動の産経新聞が9/19に1ページ全部を使って「はだしのゲン問題特集」を組んでいる事を、記事事実物を示して紹介しながら)

A6：議員ご指摘のような動きは今のところ把握しておりません。「はだしのゲン」につきましては、平和教育の教材として貴重な資料になる作品と考えており、先程ご答弁申し上げましたように、教育委員会として閲覧及び利用の制限等を行うことは考えておりません。

~~~~~

(注) 島根県松江市での「はだしのゲン」排撃騒動が世論の反発によって「閲覧制限の撤回」となった時、世間の大方は「良識の勝利で一件落着」と思ったようだが、戸田はそうは考えなかった。

これはザイトクが2～3年前から騒いできた事であり、こんな余りにも馬鹿馬鹿しく妄想コジツケな「はだしのゲン」排撃運動が、県庁所在都市で「成果」を挙げた事がまずもって重大事である。(「頑張れば必ず夢は叶う！」)

だからザイトクは「一度の挫折で夢を諦めたりしない」精神で必ず「もっと大規模に再挑戦」をし、次は右翼勢力総出で巻き返し攻勢がかけられる。従って、門真市ではそうならない歯止めを議会でかけておかねばならない。

そのために、戸田は以下の目標を立てて文教委で質問した。

- 1) ザイトクにつながる維新(宮本一孝府議)と親和的な緑風クラブ議員などの今後の動きを牽制し、「はだしのゲン」ケチ付けを到底言えない雰囲気を作る
- 2) 文科省や府教委が動き出す前に、市教委が「はだしのゲンは良書だ」と素朴に考えている段階で、「門真市でははだしのゲン排撃はしない」と議会答弁をさせる。
- 3) 松江市では図書を守るべき図書館司書の職員が、上司言いなりで何ら職責を果たさなかったという問題を指摘し、市職労や共産党議員(日頃、専門職としての司書の充実を要求している)にも「現場で闘う責任」を自覚させる。もちろん、当局や与党議員には図書の自由の原則を啓発する。

議会後に事態は、「はだしのゲン許すまじ！」というトンデモない雑誌宣伝文句が新聞や吊革広告に溢れるような全右翼攻勢に、やはり進んだ。■今後、様々な右翼、ザイトク、維新ほか右翼議員、文科省からの圧力が全国の自治体教委にかけられていくが、門真市では9/24議会答弁の線は相当強固な抵抗線になる！各地の自治体ではどうか？

~~~~~

第4項目：体協の問題について

※この質問の狙い：ザイトク凶悪犯の荒巻靖彦と懇意な「維新の会の門真市選出府議の宮本一孝」と宮本の支援勢力である門真市議会の「緑風クラブ」(4市議) & 門真市体育協会の不道德な癒着ぶりを叩くための追及！

■前市長の集票マシンでもあった**門真市体協は**、2005年の園部市政発足後も対質を改めず、**親ザイトクの宮本府議を会長にいただき(!)**、緑風クラブ市議を味方にして利権防衛図る。

Q1：教委から9/19(木)に出してもらった「門真市ソフトボール連盟の2013年度役員名簿」には、「会長」として吉水文晴という人の名前と住所が書かれているが、これは門真市議会の緑風クラブ所属で文教常任委員会の委員でもある吉水文晴議員の事か？

もしそうだとすれば、「門真市議員政治倫理条例」に違反するはずだが、どうか？

条文を読み上げて説明されたい。

A1：吉水議員であると認識しています。

条文は、「第3条7項に「市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体の役員に就任しないこと」とあり、門真市ソフトボール連盟に対しましては、直接的な補助金の支出はしておりませんが、グラウンドにおける使用料等の減免及び優先使用の一定の助成を行っております。

違反になるか、につきましては、「門真市議員政治倫理条例」に抵触すると思いますが、審査会において判断されるものと考えています。

Q 2 : また、吉水議員の団体役員就任問題については、体育協会の副会長就任の件が問題とされ、先の 9/17 本会議でも議員政治倫理条例違反として 9/10 付け警告文が読み上げられたが、「ソフトボール連盟の会長」という違反行為については、吉水議員自身からは全く報告されずに伏せられていたのではないかと、教委はそれをいつ知ったのか？ この役員名簿は教委がいつ、どこから入手したものか？

A 2 : 吉水議員から報告はありませんでした。
名簿は、9月18日に体育協会より入手し、その時、初めて知りました。

Q 3 : 「9/18に体育協会から提出してもらった、それで初めて知った」という事だが、この名簿が9/18提出時点で正しい名簿だとすれば、体育協会も体協傘下の「ソフトボール連盟」も、議員政治倫理条例違反の行為に平然としている、という事であり、

もしも正しくない＝「9/18提出以前のある段階で吉水議員は会長を退いていた」というのであれば、体協も「ソフトボール連盟」も正しくない情報を書いた書類を教委に平然と出したという事であり、
いずれにしても、市の助成団体としてあるまじき行為ではないか？
こういう行為を平然とする団体に教委が助成をしないのか？

A 3 : 本条例の趣旨とする倫理上、あるいは道義上での問題につきましては、議員及びその団体自らが是正していただくことが重要であると考えますが、**条例違反の状態が続くのであれば、教育員会といたしましては、補助や助成の見直しを検討する必要があると考えています。**

(戸田指摘) : この問題は、これ以上は文教常任委員会であれこれ言うべき事ではなく、議員政治倫理条例の「審査会」に委ねるべき問題だと思うので、議長にこの問題を預ける事にする。

~~~~~

※ 1 : 緑風クラブのボス議員＝吉水議員は、2013年3月議会で議決された「議員政治倫理条例」が4/1から施行された後も、条例違反の「体育協会副会長」の座に平然と留まり続けた。そのあまりの横着ぶりに緑風クラブ以外の全議員から非難が起こり、政治倫理条例違反で処分を受けそうになった8月末にやっと体協副会長を辞任したが、条例違反で警告処分は受けた。

※ 2 : 戸田の暴露追及質問によって、吉水議員が、それでも無反省に政治倫理条例違反の「ソフトボール連盟」の会長職を続けていた事が露呈し、新たにより厳しい処分への動きが起こっていった。  
(戸田を筆頭に「吉水議員の議員政治倫理条例違反を裁く審査請求」が出された)

※ 3 : 一連の「騒動」の背景には、園部市長(自民党)に府議ポストを譲ってもらって自民党府議になった宮本一孝が、2010年秋から維新の会に移行した上に、2013年6月の門真市長選で市長の座まで奪おうとした(2月に出馬表明)という事がある。  
戸田は「橋下維新による門真市乗っ取りを許すな！」として「門真で維新を撃沈する市民の会」を発足させ、「反維新・反大阪都構想で門真市存続の統一戦線」を訴えて運動した。  
一方、宮本一孝は「迂回寄付・自己献金発覚」で4月に市長選出馬辞退に追い込まれた。

これで一応、「門真市は安泰」(園部市長3選)となったが、維新・宮本一孝の復興を狙う勢力とそれを叩き潰そうとする戸田&門真市自民党と親維新勢力との「多面的に渡る闘争」が続いている。  
戸田はこの闘争を「ザイトクと橋下維新を串刺しに粉砕する闘い」と位置づけている。

※ 4 : なお、門真市の共産党議員団は、どういうわけか「維新の会・宮本一孝」や「緑風クラブ」「体育協会」に融和的であり、議員政治倫理条例制定に土壇場まで反対し、吉水議員処分にも体育協会の腐敗対質改善にも、非常に消極的である。

了